

## 令和 8 年度 海外における奈良のブランド力・認知度向上事業仕様書

### 1. 事業目的と概要

本県の観光産業の課題として、全国に比して多くのインバウンド客が来県しているものの、宿泊観光客、観光消費が非常に少なく、また奈良公園周辺に集中していることがあげられる。

近年のインバウンド客の動向として、特に日本の歴史文化に関心がある感度の高い層を中心に、特定の地域に一定期間滞在し、その地域ならではのコンテンツを体験するニーズが高まっていることから、魅力的な体験コンテンツによる誘客は、地域での宿泊滞在を増やし、観光消費を増加させる有望な取組と考えられる。

そこで、ターゲット市場（イギリス・フランスの感度の高い旅行者）からのインバウンド誘客の促進と、本県の課題である宿泊観光客と観光消費の増加を目的に、ターゲット層の旅行ニーズを踏まえた海外セールス、プロモーションに積極的に取り組み、「宿泊が必要な魅力ある観光地」としてのブランド力の向上を図る。

### 2. 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

### 3. 事業内容

#### (1) 海外セールス・プロモーション

##### ① 海外セールス

- ・本県がターゲット市場に位置づけているイギリス市場及びフランス市場の感度の高い（歴史文化等への知的好奇心が高く、体験コンテンツや宿泊滞在への関心が高い）層の誘客に向け、本県への送客に繋がるセールス（海外旅行エージェントへの営業、海外商談会への参加など）や、海外の有力トラベル系雑誌社・メディア等へのセールスを実施すること。
- ・セールスの実施にあたっては、セールス先の客層等の分析に基づき、有効と考えられるスポット、コンテンツの情報を発信するほか、「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録に向けた取り組みに合わせ、飛鳥・藤原地域を中心とした県中南部の情報を重点的に発信すること。
- ・セールスの実施回数は、1 市場につきメディア、旅行エージェントそれぞれ月 3 回以上とする。
- ・委託期間中に実施するセールス活動のうち、半数以上は新規のセールス先を対象とすること。

##### ② モニターツアー

- ・セールス・プロモーションツールの内容を評価するため、ターゲット層の誘客が期待できる海外の旅行エージェント、メディア等を対象としたモニターツアーを実施すること。
- ・実施回数は、イギリス市場、フランス市場各 1 回以上とし、両市場合わせて 6 社程度を招請すること。

#### (2) 宿泊観光地ブランディングに関するレクチャー、アドバイス

- ・ターゲット層のニーズにあった体験コンテンツの造成等にかかるノウハウや、本県が宿泊観光地としてのブランド力を構築するために必要となる中長期的な県の政策、DMO や地域の観光関係団体の役割等に関する相談体制を構築すること。
- ・相談対応は、県観光局からの相談や質問に対し、メールや電話、オンライン会議等の手法で随時行うこと。

### 【目標値】

- ・メディア掲載による広告換算額：200,000千円以上
- ・行程に本県を含めた旅行商品新規造成数：1市場につき4件以上

#### (3) 業務報告

- ・実施したセールス活動について、原則翌月末までに実施報告（セールスの相手方、内容など）を行うこと。
- ・実施した業務について報告書を作成し、提出すること。提出は委託期間中に2回（中間報告、最終報告）とし、記載内容、提出方法および提出時期については県と協議の上決定すること。

#### (4) 共通事項

- ・事業実施に際して、経費の配分変更等が生じた場合、県と協議の上決定すること。
- ・本事業を実施するに当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うとともに、使用料等の負担及び責任は受託者側において負うこと。なお、申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について奈良県と十分事前協議を行うこととする。また、関係者への説明にあたっては、奈良県が実施する事業であること、事業の趣旨等をよく説明すること。
- ・全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。

#### 4. 成果物の提出

- (1) 業務が終了したときは、事業実施に係る取組の経過、活動の報告及び実績等を実績報告書として作成し、事業完了後、速やかに提出すること。

- ① 業務完了報告書（奈良県が指定する様式）
- ② 実施報告書
- ③ ①と②の電子データ一式

- (2) 奈良県は、実績報告を受けた場合は、書類内容の審査及び報告を求めることができる。また、事業場への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、関係者への質問等、必要な調査を行うことができる。なお、県の要請に応じて、必要な資料について随時提示すること。

#### 5. 業務処理の注意事項

本業務の遂行に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告する等、奈良県との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

奈良県から業務の改善を求めた場合、受託事業者は速やかにこれに対応しなければならない。

#### 6. 著作権の帰属

この事業により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、原則として以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、発注者である奈良県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 奈良県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

- (3) 受託者は、奈良県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (4) 受託者は、本事業における成果物について、奈良県及び県が指定する第三者に対して著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、奈良県は責任を負わないものとする。

## 7. 経理処理

- (1) 受託者は、本業務に係る経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、支出額及び収入額を記載し、経費の使途を明らかにすること。
- (2) 支出及び収入の内容を証する帳票を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、奈良県知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

## 8. 業務上知り得た情報の秘密保持

受託者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩、開示してはならない。また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。

## 9. その他留意事項

- (1) 再委託について  
受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け合わせしてはならない。  
受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により県の承諾を受けなければならない。  
上記の場合において、第三者の責により県に損害が生じた場合は、受託者はその損害を賠償しなければならない。
- (2) 仕様変更について  
受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ奈良県と協議のうえ、承認を得ること。
- (3) 実施体制について  
当該業務を円滑に遂行するために必要な体制を整備すること。
- (4) 公契約条例に関する遵守事項  
本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。
  - i) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
  - ii) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
    - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
    - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
    - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

iii) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(5) その他

i) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。

ii) 本業務の実施にあたっては、奈良県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、奈良県と協議の上、最終的には県の了解を得て実施すること。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、奈良県と協議の上、決定すること。

iii) 採択された企画提案書をベースに、奈良県との協議のうえ本業務仕様書を決定する。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと奈良県が認める場合にあつては、委託上限額の範囲内において、奈良県と受託者と協議の上、本業務仕様書の一部変更・修正等を行うことができるものとする。